(国土交通省 国土政策局 離島振興課)

項	目 名	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延 長
税	目	所得税、法人税

【要望】

離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、市町村の長が策定する 産業の振興に関する計画に係る地区として関係大臣(総務大臣、農林水産大臣 及び国土交通大臣)が指定する地区における、法人又は個人に適用される、製 造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る設備投資につい て、割増償却制度(5年間、償却限度額:機械・装置にあっては普通償却限度 額の32%、建物・附属設備、構築物にあっては普通償却限度額の48%)の適用期 限を2年間(令和7年3月31日まで)延長する。

そのほか、所要の措置を講ずる。

【現行制度】

1.製造業・旅館業

(1)対象

資本金 5,000 万円以下の事業者:機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等

資本金 5,000 万円超の事業者:機械・装置、建物・附属設備、構築物の 新増設に係る取得等

(2)取得価額の下限値

一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計が以下に示す下限値以 上である場合

資本金の規模	5,000 万円以下	5,000 万円超 1 億円以下	1 億円超
取得価額	500 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上

2.農林水産物等販売業・情報サービス業等

(1)対象

資本金 5,000 万円以下の事業者:機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等

資本金 5,000 万円超の事業者:機械・装置、建物・附属設備、構築物の 新増設に係る取得等

(2)取得価額の下限値

一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計が 500 万円以上である 場合

【関係条文】

・離島振興法第19条

(所得税)租税特別措置法第 12 条第 4 項柱書及び表第 3 号 租税特別措置法施行令第 6 条の 3 第 14 項第 3 号、第 15 項第 3 号、

第 22 項、第 23 項及び第 26 項

租税特別措置法施行規則第5条の13第9項及び第10項

内

ത

要

望

容

(法人税)租税特別措置法第45条第3項柱書及び表第3号 租税特別措置法施行令第28条の9第15項第3号、第16項第3号、 第23項、第24項及び第27項 租税特別措置法施行規則第20条の16第9項及び第10項

平年度の減収見込額		百万円
(制度自体の減収額)	(400 百万円 の内数)
(改正増減収額)	(百万円)

政策目的

新設

拡

充

又

は

延

長

を

必

離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の確保及び増進に重要な役割を担っている一方で、四方を海等で囲まれ、社会減による人口の流出・減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化の進展など、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件の下にある。

そのため、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差を是正するとともに、 離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある自立的発展を図るこ とにより、離島における人口の著しい減少の防止及び定住の促進を図る。

施策の必要性

政策目標である人口減少傾向の改善を図るためには、社会減による人口流出・人口減少が続く離島において、産業活動の活性化及び雇用の維持等の人口減少を最小限度に防止することに結びつく施策を行うことが必要である。離島の特産物等、離島ならではの特性を生かした地域経済の活性化を底支えしている製造業及び農林水産物等販売業、また離島の交流人口の増加の重要な位置付けである旅館業並びに成長産業であり、輸送コストの影響を受けにくい情報サービス業等は、それぞれの業種が離島にとって重要な産業である。

ほぼ全ての地域において産業の振興に関する計画が策定され、本税制特例措置を活用した民間投資も増加傾向で推移してきた。しかしながら、離島の人口推移、就業者増減率等の指標は依然として厳しい状況を示している。この点、離島にとって重要な前述の産業の振興を図るため、地域内の事業者による投資促進を通じた内発的発展と地域外からの投資の呼び込みを促す必要があり、その効果的な手段である本特例措置が引き続き必要である。

要とする理

由

今回の要望(租	_	政策体系 における 政策目的の 位置付け	政策目標 10…国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関す る情報の整備 施策目標 39…離島等の振興を図る 業績指標 108…離島等の総人口
		政 策 の 達成目標	離島振興対策実施地域の令和7年度末の人口を315千人以上とする。
	合理	租税特別措 置の適用又 は延長期間	2年間(令和5年4月1日~令和7年3月31日)
	性	同上の期間 中 の 達 成 目 標	平成 30 年度末~令和2年度末の離島振興対策実施地域の人口減
税制		政策目標の 達 成 状 況	離島地域では、高齢化の進展と人口流出による人口減少が続いており、令和3年度の人口は344千人であった。
事	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	地方公共団体が策定した産業の振興に関する計画に記載された設備投資の件数等から、以下のとおりの適用を見込んでいる。 令和4年度 36件 令和5年度 41件 令和6年度 37件 関係都道県へ調査した令和4年度見込みの件数。それをもとに令和5年度、令和6年度の見込みを算出した。 継続の件数も含む。
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	本特例措置は、離島振興において特に重要な業種を対象に設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置の 積極的な活用を促すことで、地域内外からの投資が活発化し、 就業機会の確保・人口減少傾向の改善に貢献することが見込ま れている。
	相当性	当該要望項 目以外の税 制上の措置	地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置 (減収補塡:事業税、不動産取得税及び固定資産税) (関係法令) ・離島振興法第 20 条 ・離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に

		伴う措置が適用される場合等を定める省令
	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	公共事業予算の一括計上44,097 百万円離島活性化交付金1,552 百万円離島振興調査費160 百万円(令和 5 年度概算要求額)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の 妥 当 性	隔絶性、遠隔性、狭小性等の条件不利性を抱える中、各種産業活動を活性化させるため、法人や個人の設備投資を行う事業者を対象に投資を誘発させるためのインセンティブを与えることが必要であることから、これを実現する施策として、当該措置が妥当である。 離島振興対策の他の支援措置としては、公共事業の一括計上や離島活性化交付金等の非公共事業等を行っているが、これらは主に行政に対する支援であり、直接民間需要を喚起、雇用を創出する本特例措置との明確な役割分担はなされている。また、特例措置の対象を全業種としているものでなく、離島振興に特に重要な業種を対象としており、必要最小限の特例措置である。
果に関連する事項これまでの租税特別措置の適用実績と効	租税特別 措 置 の 適用実績	適用件数 適用額 減収額 (百万円) (百万円) 令和元年 26(20) 65(54) 15(12) 令和2年 26(25) 58(99) 13(23) 令和3年 32(28) 57(94) 13(21) 「適用件数」及び「適用額」は関係都道県への調査での確認書をもとに算出。「減収額」は上記適用額に各年度の法人税率を乗算した。()内は、前回要望時の適用見込値 【計算式】 令和元年:適用額×23.2%(法人税率)=減収額 令和2年:適用額×23.2%(法人税率)=減収額 令和3年:適用額×23.2%(法人税率)=減収額

	1	
	租特透明化 法に基づく 適用 実態調査 結果	< 令和 2 年度調査結果 > 租税特別措置法の条項 第 45 条 適用件数及び適用総額
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	本特例措置は、離島振興において特に重要な業種に係る設備 投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置の積 極的な活用を促すことで、地域内外からの投資が活発化し、就 業機会の確保・人口減少傾向の改善に貢献することが考えられ る。
	前回要望時 の達成目標	令和4年度の離島振興対策実施地域の人口を 336 千人以上と する。
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理	令和2年度の人口は348千人であり、令和4年度の目標値は達成できる見込みであるが、高齢化の進展と若年層の流出による人口減少に歯止めがかかっていない状況である。
 これまでの 要 望 経 緯		平成5年度 製造業及び旅館業について要望(製造業のみ) 平成7年度 適用期限の2年延長 平成9年度 適用期限の2年延長 拡充(過疎に類する地区における旅館業を追加) 平成11年度 適用期限の2年延長 平成13年度 適用期限の2年延長 拡充(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加) 平成15年度 適用期限の2年延長 拡充(農林水産物等販売業を追加) 除外(ソフトウェア業を除外) 平成17年度 適用期限の2年延長 平成19年度 適用期限の2年延長 下成19年度 適用期限の2年延長 下成19年度 適用期限の2年延長 下成21年度 適用期限の2年延長 拡充(取得価格要件を2,500万円超から2,000万円超に引下げ) 平成21年度 適用期限の2年延長 下成23年度 適用期限の2年延長 下成23年度 適用期限の2年延長 下成25年度 割増償却への改組 拡充(農林水産物等販売業を除外) 平成25年度 割増償却への改組 拡充(農林水産物等販売業を追加)

拡充(取得価額用件を 2,000 万円超から 500 万円以上に引下 げ(資本規模により異なる))

拡充(旅館業の適用要件を過疎に類する地区から全離島地区 に拡充)

平成 27 年度 適用期限の 2 年延長 平成 29 年度 適用期限の 2 年延長 令和元年度 適用期限の 2 年延長 令和 3 年度 適用期限の 2 年延長